

六・三制予算に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月四日

參議院議長 松平恒雄殿

力二工邦彦

六・三制予算に関する質問主意書

二

一、学制改革の根幹は六三制の完全実施にあるに不拘六三建築を公共事業のわくから除けば施設の完備ができないことは当然だがこれに対する所見如何

二、政府は数ヶ年に亘る継続事業として学校建築を決定して以来、各町村共その線に沿い、建築続行中であるに不拘今若しこれを中絶せんか、町村財政に破局を招來する虞れ多分にあり、これに対し政府は如何なる責任を負うか

三、町村財政の混乱は思想界にも大きな波紋を起すこと日を見るより明かだがこれに対する政府の所見如何

四、六三建築の中止により校舎は不足のまゝとなり單に教育効果を挙げ得ないのみか、生徒はますます不良化の一途を辿ること必至だが政府のこれに対する所見如何

五、文化國家の建設は教育から……とは政府自身絶叫しながら数年を出でずして学校建築に対する國庫補助を打ち切ることは裏面に如何なる事情があるにしても國民に対する責は悉く政府当局にあり、國民の政府に対する信赖感は全く消失すること必然である、その覺悟ありや

六、政府は六三建築に対する補助につき如何なる方針で進む積りなりや
右六項目の質問に対し政府の具体的にして且つ責任ある回答を求む